

農委広報 いいで

「NO.22」

平成28年8月10日発行
飯豊町農業委員会
TEL 0238 (87) 0524 (直通)



目次

全国農業委員会会長大会に参加して 農業担い手との意見交換会に参加して	P2
耕作放棄地発生防止・解消活動表彰 松原地区遊休農地利用協議会が受賞	P3
飯豊町の農業動向について	P4
シリーズがんばってます! 若手農業者 農地パトロール開催します	P6
H29～遊休農地への課税がかわります 違反転用は罰せられます	P7
	P8

添川小学校 学校田田植え体験

昭和地区農地水・環境保全会の協力を得て26年度から実施し、今年で三年目を迎えました。昨年から【総合的な学習の時間】として、5、6年生が勉強しています。計画では「田植え」「草取り」「稲刈り」「脱穀」と体験学習が4回、そして農業を通しての講話が3回、計7回を予定しています。

全国農業委員会会長大会に参加して

農業委員会会長 井上 禎夫

5月26日、農業委員会法が改正され、農業会議が一般社団法人となり初めての全国農業委員会会長大会が東京・文教シビックホールで開催され参加してまいりました。

松原遊休農地利用協議会 全国農業委員会賞受賞

そこで大会に先立ち第8回耕作放棄地発生防止・解消活動表彰が行われ、農林水産大臣表彰から全国農業新聞賞まで受賞された31の団体等への表彰式が行われました。その中で、飯豊町の松原地区遊休農地利用協議会が全国農業新聞賞を受賞されました。誠にめでとうございます。今後の一層のご活躍をご期待申し上げます。

平成29年7月

農地利用最適化推進員がスタート

また、大会では、農業委員会法の改正により新たに農地利用最適化推進員が任命されたことにより、農業委員会憲章が新たに制定されました。この改正により、私たち農業



委員も次回の改選（平成29年7月）で公選制から任命制に移行し、新たに設けられる農地利用最適化推進員を農業委員会が任命します。そして、互いに協力しながら農地の有効利用等に努めることとなります。改選時までは、今までの体制で任務にあたりますので、皆様方のご支援、ご協力を引き続き賜りますようお願い申し上げます。

農業担い手との意見交換会について

農業委員 藤野 更織

本年2月24日、中部地区活性化センターにて「飯豊町農業担い手研修会並びに農業委員との意見交換会」が行われ、認定農業者協議会、新規就農者の方を含め、約40名の参加となりました。

「置賜地域をひとつの自給圏」

初めに後藤町長の講話があり、国農政の現状から今後の町の方向性まで、多岐にわたる話を伺うことができました。「置賜地域をひとつの自給圏」として、グローバルな方向とは別の地域に根差した自給自足

体制を築いていくという話には、自身強く共感した次第です。

意見交換会では、認定農業者協議会の方々から耕作放棄地、転作田の畑地化、園芸作物従事者の組織化の話がありました。

私は、園芸作物（ミニトマト）を作っておりますので、転作田で野菜を栽培するのに、圃場の排水性の確保はかなり重要ではないかと感じております。飯豊町の農業がさらに発展していくためには、米、畜産以外にも野菜、園芸作物などもっと視野を広げていかなければならないと思えます。



飯豊町の農業政策の方向性について講演する後藤町長



本町のIターン・Uターンの就農者のみなさん

意見交換会であった転作田の畑地化、排水性の確保は、ぜひとも町の重要政策として取り組んでいただきたいと強く要望します。

第8回「耕作放棄地発生防止・解消活動表彰」全国農業新聞賞受賞

松原地区遊休農地利用協議会（会長 山口 義雄）

去る、5月26日、東京で開催された、平成28年度全国農業委員会

長大会において、松原地区遊休農地利用協議会が、全国農業新聞賞を受賞致しました。この、耕作放棄地発生防止・解消活動表彰は、今年で8回目を数え、近年の少子高齢化や農業離れによる耕作放棄地の増加に伴い、この解消に取り組んだ全国の組織の中から特に優秀な組織に対

して表彰されたものです。

松原地区遊休農地利用協議会は、平成22年、松原の国道113号線沿いに長年耕作放棄地となっていた農地を地区の諸団体と連携し、再生作業とそばの作付けと収穫を行い、地域と一体となって取り組んだものです。

現在も、地域の関係者の協力を得ながらそばの作付けを行っており、特に、地区の子供育成会の農業体験やゴミ拾い活動は、農村集落の景観保全や郷土愛を養う場となっております。また、そばの収穫体験やそば打ち体験は、子どもたちの食育や

地産地消などの心を育むことにも結び付いており、将来の農業の担い手としても期待できるなど、これまでの活動が評価され、この度の受賞となりました。

受賞された、松原地区遊休農地利用協議会、山口義雄会長の喜びの声

この度、全国農業会議所より、めでたく受賞したことに対し、町当局のご指導の賜物と厚くお礼申し上げます。

松原地区遊休農地利用協議会は、平成22年4月6日に設立し、国道113号線からの飯豊町役場への表玄関として、農地を耕作放棄地にしておけないという強い意志のもと、松原地区保全協議会と松原転作組

合の2つの組織で立ち上げ、地権者5名と農地委託契約を結び、支障木の伐採、及び抜根作業を行い、暗渠排水工事等を実施し、完全に畑地化しました。

毎年7月末頃、子供育成会と共同で、そばの播種作業と国道沿線の空き缶及びゴミ拾い作業を行い、毎年勤労感謝の日には、地元のそば打ち先生のもと、子供育成会とそば打ち体験をしながら地区民と一緒に収穫の喜びを分かち合っています。

この度の受賞を機に地域の活性化を図ると共に益々充実した事業に展開したいと思っておりますので、今後ともよろしくご指導の程お願い申し上げます。



山形農業会議今田専務理事（左から2人目）より伝達を受けた山口会長（中央）



バックホウによる抜根作業



子供育成会によるそばの播種作業



耕作放棄地が再生され、そばが作付けされた国道沿い



地元そば打ち先生によるそば打ち体験をする子供たち

シリーズ

がんばっています！ 若手農業者

中 酒町 長岡 悠平さん（27歳）麻衣さん（32歳）

全国おいしいアスパラガスを届け、いつかは「TV情熱大陸出演」

平成27年度より青年就農給付金制度を活用し、アスパラガスとわさび菜の栽培に取り組んでいる長岡悠平君・麻衣さん夫婦（中地区）です。

作物の成長を見ながら丹精込めて栽培した収穫物を、消費者の方に「甘くておいしかったよ。」と、笑顔で言ってもらえたその一言に、心から農業の魅力を感じると話す。

自分の人生をこれからどう生きて良いのか岐路（25歳頃）に立った時、「農業を生涯の仕事とし、この土地、家族を守ると決意した。」と話す姿に、強い意志を感じました。また、他の人と同じことではなく、自分で決め試行錯誤し、全力でやっつの失敗なら納得できるし、うまくいった時の達成感は半端じゃない喜びを味わえると話す。穏やかな性格からは想像できない、農業に挑む強い心構えがある人だと感じました。



早朝は全く苦にならないし、仕事後のご飯は「最高にうまい。」と話す。将来は、農業を引っ張って行く会社を設立し、全国の方々においしいアスパラガスを届けたい。そして、「TV情熱大陸に出演したい。」と笑いながら話してくれました。

今秋には、家族が増えるとのことで、奥様、お体大切にしてくださいね。

夢を持ち、毎日仕事に励む二人。私たちは担い手として、お二人に期待し、また応援していきたいと思えます。取材： 農業委員 須藤 利美

『平成28年度農地パトロールを開催します！』

今年度も下記の日程で農地パトロールを開催します。

農地を有効に利用しているか。遊休農地の有無や違反転用について、地元農業委員のみなさんにより実施するものです。

日時： **平成28年8月25日(木) 13:30～16:30**

場所： 町内全域を5班編成でパトロール

趣旨： 農地の利用状況を調査し、遊休農地及び遊休化の恐れがある農地に対して、利用意向調査を実施します。



平成29年度から遊休農地への課税が変わります！

遊休農地に対する意向調査で、その意向どおり対応しない場合や調査の回答がない場合、農地中間管理機構と協議するよう「勧告」され、その農地の固定資産税の評価額が「1.8倍」になります。

通常の農地の評価額

農地の売買価格×0.55

遊休農地の勧告対象農地の評価額

農地の売買価格×1.00（高くなります）

課税の強化は平成29年度からの実施で、平成29年1月1日時点で、勧告されていれば対象となります！

遊休農地をそのままにしておくと、法的措置が取られます（農地法32条～44条）

農業委員会は、毎年1回地域内の農地の利用状況を調査し「遊休農地」と「遊休化のおそれのある農地」を把握した場合には、所有者に対して「農地の利用意向調査」を行います。

1. 利用意向調査・利用調整

農業委員会は、遊休農地と遊休化のおそれのある農地の所有者に対して

- 農地中間管理機構に貸し付ける。
- 農業委員会に受け手を探してもらう。
- 自ら耕作してもらう。

などの意向調査を行い、農地中間管理機構への貸付を促しますので、意向調査書を受け取った場合は早めに意向を表明し、調査書を提出下さい。

調査後、農業委員会は意向に合わせて関係機関と連携して利用調整を行います。

2. 勧告（勧告されると固定資産税が上がります）

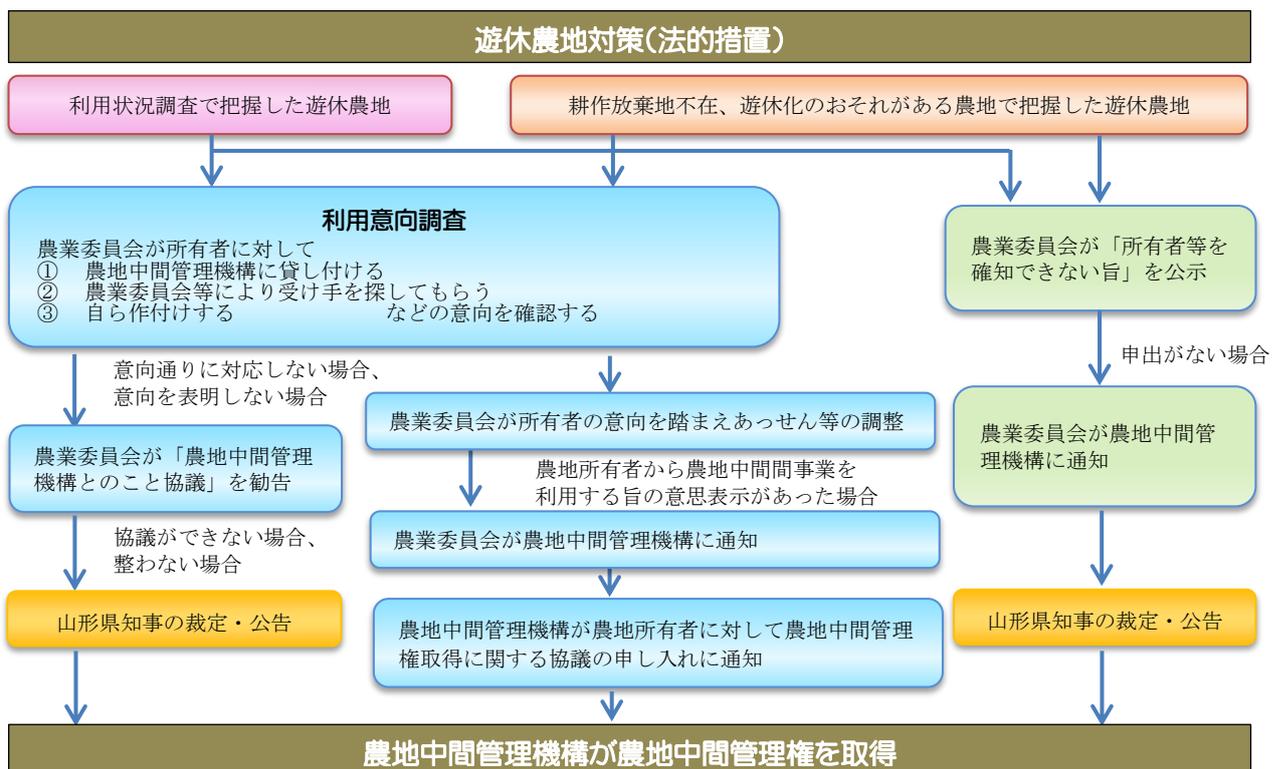
6ヶ月が過ぎても、本人が調査で示した意向通りに対応していない場合や、調査の回答をしない場合、農業委員会は農地中間管理機構と協議するよう勧告します。この勧告が行われると、固定資産税が上がってしまいます。

3. 農地中間管理権の取得

勧告後、2ヶ月経っても協議が整わない場合は、県知事の裁定・公告により、農地中間管理権を取得することがあります。（農地中間管理権とは、農地中間管理機構（やまがた農業支援センター）が農地を担い手に貸し付けることを目的に支援センターが取得する「賃借権または使用貸借による権利」です。）

4. 所有者がわからない場合

農業委員会が、「所有者を確認できない」旨を公示し、公示後6ヶ月以内に所有者等から申出がない場合は、農地中間管理機構が利用権を取得します。



全国農業新聞



農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が発行する農業総合専門誌です。

「週刊」の時間を生かし、情報がわかりやすいよう解説的にまとめています。また、多くの読者のみなさまに満足して頂けるよう家族全員で楽しめる記事も充実しています。さらに、全国 47 都道府県にある支局の県版・地方版の充実により、地域の元気で特徴ある明るい話題や地域独自のイベント情報などの提供に努めています

発行日:毎週金曜日

購読料:月700円(送料、税込)

お問い合わせは飯豊町農業委員会まで TEL:0238-87-0524

違反転用は罰せられます



違反転用



●3年以下の懲役または
●300万円以下の罰金

●法人の場合は
●1億円以下の罰金

罰則強化!

農地に**農業用施設(堆肥舎・畜舎・農機具格納庫)**や**住宅**を新築・増築する場合、農業委員会に農地転用申請を行い、原則として県知事の許可が必要です。許可を受けずに無断で農地を利用した場合、懲役や罰金という適用もあります。

違反転用者とは・・・

- ① 「農地の転用」(農地法第4条第1項)若しくは「農地又は採草放牧地の転用のための権利移動」(農地法第5条第1項)の規定に違反した者
- ② 許可に付された条件に違反した者
- ③ 違反転用に係る土地について工事その他の行為を請け負った者、またはその工事その他の行為の下請人
- ④ 偽りその他不正の手段により許可を受けた者

罰則 「3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人は1億円以下)」

早い雪解けとともに始まった今年の水田も、順調な生育を見せており、ホッと一安心の中、青々とした稲は次のステージへと進んでいるようです。

毎回の広報には、農業を取り巻く様々な話題を取り上げていますが、とくに、若手や新規の農業者を紹介出来ることは、私たち編集委員の励みになります。

委員の方々は、忙しい合間をぬってのインタビュー、寄稿等々本当に感謝いたします。これからも一人でも多くの新農業人を紹介出来ればと願っております。

例年よりも少し早めの梅雨入り・・・穏やかであってほしいものです。

広報委員長 安部数幸委員

【編集後記】

農地法許可申請締切日 (農地に関する申請) 【総会開催予定】

許可申請締切日	総会開催日
8月 10日 (水)	25日 (木)
9月 12日 (月)	26日 (月)
10月 11日 (火)	24日 (月)
11月 10日 (木)	25日 (金)
12月 12日 (月)	26日 (月)
1月 10日 (火)	25日 (水)
2月 10日 (金)	24日 (金)
3月 10日 (金)	24日 (金)

※各種許可申請等は、下記の締切日までにご提出下さい。